

# 従量電灯ネクスト

低圧特別約款  
(料金表)

2023年7月1日 実施

 北陸電力株式会社



# 本 則

## 1 契約種別

この低圧特別約款（料金表）の従量電灯ネクスト（以下「この料金表」といいます。）の契約種別は、従量電灯ネクストといたします。

## 2 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(1) 契約電流が次のイもしくはロに該当し、または契約容量が次のハに該当すること。

イ 契約電流が5アンペアであること。

ロ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ハ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) (1)ロまたはハに該当する場合で、1需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約するときは、契約電流または契約容量と契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）1（適用）(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)ロまたはハに該当し、かつ、(2)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

### 3 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

### 4 契約電流および契約容量

契約電流および契約容量は，要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）により算定された値といたします。

## 5 料 金

#### (1) 2（適用範囲）(1)イに該当する場合

料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表2（燃料費調整）(1)ホに定める基準燃料価格を下回る場合は，要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表2（燃料費調整）(1)ホに定める基準燃料価格を上回る場合は，要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	315円39銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	30円82銭

#### (2) 2（適用範囲）(1)ロまたはハに該当する場合

料金は，基本料金，電力量料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表2（燃料費調整）(1)ホに

定める基準燃料価格を下回る場合は、要綱別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表 2（燃料費調整）(1)ホに定める基準燃料価格を上回る場合は、要綱別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 2（適用範囲）(1)ロに該当する場合

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	302円50銭
契約電流 15 アンペア	453円75銭
契約電流 20 アンペア	605円00銭
契約電流 30 アンペア	907円50銭
契約電流 40 アンペア	1,210円00銭
契約電流 50 アンペア	1,512円50銭
契約電流 60 アンペア	1,815円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円82銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34円71銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円42銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および要綱別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	302円50銭
---------	---------

ロ 2（適用範囲）(1)ハに該当する場合

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	302円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円82銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34円71銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円42銭

## 6 その他

- (1) 当社は、要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) 2（適用範囲）(1)イに該当するお客さまについては、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
- (3) 2（適用範囲）(1)イに該当するお客さまについては、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に要綱別表2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の

燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに要綱別表2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(4) 2（適用範囲）(1)イまたはロに該当するお客さまについては、要綱38（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金等の精算）は適用いたしません。

(5) その他の事項については、要綱によるものといたします。

## 附 則

### 1 この料金表の実施期日

この料金表は、2023年7月1日から実施いたします。

### 2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、要綱19（料金の算定）および要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。



## 別 表

### 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 本則5（料金）(1)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 8 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、要綱別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 本則5（料金）(2)イ(ロ)またはロ(ロ)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (3) 要綱19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)および(2)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- (4) (1)または(2)に規定する日割計算後の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。